

NEWS LETTER

2010年7月9日(金)

〒161-0031 東京都新宿区西落合 3-2-26 コートグランディア永夢 101
山田恵美子税理士事務所 TEL 03-3953-5587 FAX 03-3953-5594
Email yamada@tax-tax.jp

個人住民税

住民税とは？

個人の住民税は、日本国内に住所を有する個人にかかる税金で、「都道府県民税」と「市区町村民税」の2種類の総称です。

更に、道府県民税と市区町村民税には、所得に対してかかる「所得割」と、定額でかかる「均等割」とがあります。

誰が課税するの？

毎年1月1日現在の住所地の都道府県と市区町村が課税します。

都道府県民税と市区町村民税は別のものですが、徴収手続き等は通常市区町村が都道府県分も含めて一括して行います。

税率は？

個人の住民税所得割の標準税率は、所得の金額にかかわらず、都道府県民税4%、市区町村民税6%です。

個人の住民税の均等割りの標準税率は、都道府県民税が1,000円、市区町村民税が3,000円です。所得割や均等割りは年間所得金額が一定金額を下回っていれば負担しなくて良いことになっています。

その一定金額は、居住している地域の物価や生活水準によって異なるようで、都市部においては高く、その他の地域では低くなる仕組みとなっています。

支払い時期は？

個人の住民税には、2種類の支払方法があります。

① 普通徴収

事業所得者、公的年金所得者など給与~住民税を差し引くことができない人には市区町村から納税者に直接納付書が届きます。1年分の住民税を年4回（6月、8月、10月、1月）に分割して納税者自身が納付します。

② 特別徴収

給与所得者の住民税は、給与を支払う事業者が従業員の給与から毎月天引きして、翌月10日までに納付します。住民税は、前年の所得に対して確定した1年分の住民税を、6月から翌年の5月までの12カ月に分割して納付する仕組みなので、源泉所得税や社会保険料のように、賞与から控除されることはありません。